

議案第37号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する修正案の提出について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の3及び流山市議会会議規則（昭和42年流山市議会規則第1号）第17条の規定により提出します。

令和8年6月24日提出

提出者

流山市議会議員 森田 洋一

// 清水 大

// 楠山 栄子

提案理由 幼保小連携の体制構築や公としての幼児教育の推進体制の整備などについて、なお検討を要する課題が残されており、また、陳情採択後から本議案提出までの間に十分な改善策が講じられたとは認め難いことから、さらなる検討期間を確保するためである。

議案第37号「流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園
の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に
対する修正案

附則を次のように定める。

この条例は、経過措置として、幼保小連携の体制構築、公としての幼児教育を一層推進することについて、必要十分な策を講じた後に施行する。